

平成19年12月 4 日公布  
内灘町告示第 53 号

## 広報うちなだ有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、内灘町の自主財源強化及び地域の生活情報の提供を目的に、広報うちなだ(以下「広報」という。)への広告掲載の取扱いに関する事項を定めるものとする。

(広告の規格及び広告掲載料)

第2条 掲載規格及び広告掲載料は、掲載1回につき、次のとおりとする。

- (1)各ページを4段に分けたうちの1段の2分の1相当(58mm×89mm)  
10,000円
- (2)各ページを4段に分けたうちの1段相当(58mm×180mm)  
20,000円

2 広告掲載料は、前項第1号の広告掲載の一の申込みで6箇月以上連続の申込みの場合はその1割を減免し、12箇月連続の申込みの場合はその2割を減免する。また、前項第2号の広告掲載の一の申込みで3箇月以上連続の申込みの場合はその1割を減免し、6箇月以上連続の申込みの場合はその2割を減免する。

(掲載の位置等)

第3条 広告を掲載する位置は、広報紙の表紙と最終ページを除く各ページのうちまちづくり政策部情報政策課長が指定する場所とし、一月の広報紙につき広告枠は1ページを4段に分けたうちの3段に相当する面積を最大とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は1箇月単位とし、同一広告原稿により連続して掲載する期間は、最大12箇月とし更新は妨げない。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、「広報うちなだ」発行日の二月前までに、内灘町広告掲載申込書(様式第1号)に、掲載しようとする広告の原稿案を添えて、町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申込書を受理したときは、募集期間終了後、速やかに審査した後、掲載の可否を決定し、内灘町有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。

2 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿等を電子媒体等により提出するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

様式第2号（第6条関係）

内灘町有料広告掲載決定通知書

年 月 日

様

内灘町長

年 月 日付けで申込みのありました有料広告掲載について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 決定区分

掲載する

掲載しない

<理由>

2 掲載期間

年 月号 ～ 年 月号

3 広告掲載料

金 \_\_\_\_\_ 円  
納付期限 年 月 日

4 その他（掲載条件等）